

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自動車維持費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	北川 嘉昭
		担当者名	小林	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自動車維持費(02-30-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	26 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	庁有車を集中管理することにより、安全かつ効率的な運行管理を行うことを目的とする。				
対象者等	特別職、議員、職員				
内容	<p>庁有車を集中管理し、車両の調達・維持管理及び運転業務を行う。</p> <p>(1) 車両の調達、維持管理 費用対効果の観点からリースによる車両の調達を進め、平成17年度から15台すべての庁有車をメンテナンスリース(*)に切り換え、運用している。 (*) 車両、税金、保険料のほか、車両の維持管理に関する費用をリース会社が負担する方式</p> <p>(2) 運転業務 ・ 運転業務の委託化を順次進め、平成19年1月からすべて委託（委託職員7名）により対応している。 ・ その他、庁有車運転業務従事者制度により、所管課の職員（安全運転が可能な者として所管課長が選任した者（庁有車運転業務従事者））も運転することができることとしている。</p>				
経過	<p>昭和63年度 広報課及び心障センターから総務課に車両受入れ</p> <p>平成元年度 車両の集中管理に関する調査の実施</p> <p>平成5年度 運転業務の一部の委託開始</p> <p>平成6年度 車両の集中管理の実施（環境課、建築課、道路課及び公園緑地課から車両の受入れ）</p> <p>平成14年度 庁有車更新計画策定 購入からメンテナンスリースへの移行 環境配慮型車両（天然ガス車、ハイブリット車等）の優先導入 リース方式による調達の開始</p> <p>平成16年度 庁有車更新計画の更新（更新期の特別職用車両について他用途転用車両の導入）</p> <p>平成17年度 全車両をメンテナンスリース方式に移行（車両台数の削減）</p> <p>平成18年度 運転業務の完全委託化</p>				
必要性	庁有車両の運行管理を集中的に行うことにより、安全かつ効率的な運行に資する。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	24,818	42,131	42,318	42,472	42,141	42,820	45,280	
決算額（19年度は見込み）	24,000	40,990	39,065	39,444	37,374	41,298	45,280	
人件費					17,928	1,281		
【事務分担量】（%）					98	15		
合計（+）	24,000	40,990	39,065	39,444	55,302	42,579	45,280	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	24,000	40,990	39,065	39,444	55,302	42,579	45,280	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	庁有車稼働率		46.6%	57.0%	50.6%	52.7%	58.4%	
	低公害車の導入率	11.8%	23.5%	23.5%	41.2%	100.0%	100.0%	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	燃料代	1,018	燃料代	1,440	燃料代	1,174
	委託料	運転業務委託料	27,354	運転業務委託料	28,105	運転業務委託料	30,019
	委託料	車両リース料	8,713	車両リース料	9,653	車両リース料	9,927

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	低公害車の導入率		100%	100%		100%	総務企画課が管理する庁有車に占める低公害車の割合

（問題点・課題）	<p>より環境に配慮した車両を導入する必要がある。 より各部署のニーズに合った車両を導入する必要がある。 運転業務職以外の一般職員（庁有車運転業務従事者）が庁有車の運転業務に従事する機会が増えており、安全運転の励行を徹底する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
車両更新時に、最新の低排出ガス基準、燃費基準等を参考に、より環境に配慮した車両を導入する。	率先して環境に配慮した取組を行うとともに、区民の目に触れる機会の多い庁有車を通じて、区民に対して環境配慮の必要性についてPRする。
各課の使用実態を調査の上、よりニーズのある車両を導入する。	より事務の効率化を図ることができる。
庁有車運転業務従事者に対して定期的に安全運転の周知徹底を図る。	事故等の発生を未然に防止することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	引き続き現状の内容を維持していく。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別区自治体賠償責任保険	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	石井 保子	内線	2252
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特別区自治体総合賠償責任保険（02-10-84-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠法令等	特別区自治体総合賠償責任保険契約特約書	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	区の施設や業務に起因する事故により、区が国家賠償法または民法による損害賠償を請求された場合の賠償金や、区が被災者に支払う補償金（見舞金）を保険で補填することにより、区民等との信頼関係の確保や区の財政の安定的な運営に寄与する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 ー 区の施設や業務に起因し、区が法律上の賠償責任を負う事故の被災者 ・補償保険 ー 区が法律上の賠償責任を負うか否かに関係なく、区の施設や事業の中で発生した事故の被災者で、区が補償金（見舞金）を支払う者 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補填内容 <ul style="list-style-type: none"> 賠償保険ー区の賠償責任額（示談額、裁判の判決額等） <li style="padding-left: 40px;">限度額：対人1億円/人、10億円/件、対物2千万円/件 補償保険ー10,000円（通院6日以上）から500,000円（死亡、後遺傷害） ・保険料（分担金） <ul style="list-style-type: none"> 賠償保険ー区有財産（行政財産＋普通財産）建物面積10㎡当り 93円 補償保険ー住民登録人口（外国人を含む）1人当り 2.8円 				
経過	昭和54年度 制度開始、昭和61年度 現行制度 学校等での事故（日本スポーツ振興センターの給付案件）が平成16年度より補償保険の対象となったが、平成17・18年度は対象とするか否かについて各区の選択制とし、19年度以降は食中毒事故以外は対象外とすることとなった。当区では、18年度から対象外としている。				
必要性	区の施設や業務に起因する事故はあってはならないことではあるが、完全になくすことは不可能である。万一の事故に際して保険が適用されることは、区民等が安心して区の施設を利用し、区の事業に参加することができるとともに、区にとっても予定外の財政負担を緩和することとなり、その必要性は大きい。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 特別区長会（事務取扱者＝特別区協議会）が保険契約者となり、加入を希望する特別区を取りまとめ、一括して保険会社と契約（団体契約）を行う。事故が発生した場合は、主管課が状況の調査や被災者との交渉を行い、事故報告書を経理課を通じて保険会社に提出し、解決後、経理課が保険金請求書を提出して、保険金を受領する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	4,264	4,320	4,387	4,287	4,286	4,266	4,221	
決算額（19年度は見込み）	4,191	4,240	4,387	4,287	4,209	4,209	4,221	
人件費					4,741	1,281		
【事務分担量】（%）					55	15		
合計（＋）	4,191	4,240	4,387	4,287	8,950	5,490	4,221	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,191	4,240	4,387	4,287	8,950	5,490	4,221	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	賠償保険（件数）	3	1	0	4	0	1	
	賠償金額（円）	1,327,319	5,820	0	39,550,893	0	49,850,695	
	補償保険（件数）	22	16	34	35	229	120	
	補償金額（円）	320,000	230,000	360,000	380,000	2,400,000	1,240,000	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	負担金補助及び交付金	賠償責任保険	3,676	賠償責任保険	3,675	賠償責任保険	3,684
	負担金補助及び交付金	補償保険	586	補償保険	590	補償保険	536

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題 指標分析）	<p>指定管理者の取り扱いについて、これまでは、区が100%出資している法人が区から委託を受けた業務を遂行している場合であって、その業務に関する事故に限り補償の対象とされていた。平成18年度からは、出資割合、業務内容、人員派遣状況など一定の条件を満たす場合には、当該施設の指定管理者を被保険者とする事となった。今後は、民間事業者を含む幅広い団体に公の施設の管理を委ねることが想定されるため、事故があった場合の保険の適用について、遺漏のないよう主管課、経理課ともに注意していく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別区有物件火災共済事務費	部課名 担当者名	管理部経理課 宮田 真理子	課長名 内線	入野 隆二 2 2 5 4						
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特別区有物件火災共済（03-76-25-01）										
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠 法令等	特別区有火災共済業務規定、特別区有物件災害共済積立預金の設置、管理及び処分に関する規定							
終期設定	有 無	年度									
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画						
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]									
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]									
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]									
目的	区有財産のうち、建物について、分担金（保険料）が低廉な火災共済への加入することにより、建物の万一の焼失等に備えるとともに、安定的な区財政の運営に寄与する。										
対象者等	[平成18年度] 加入棟数 198棟 共済責任額 2,179,760万円 共済分担金 2,132,290円										
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・加入内容 当火災共済では建物、工作物、動産の火災等による損害を共済し合うことを目的としているが、当区は建物分のみ加入している。 ・共済制度 財団法人特別区協議会による共済制度で、加入する特別区が保険金額に応じた分担金を負担しあっている。 ・加入期間 1年(毎年4月1日午前0時～3月31日午後12時) ・分担金 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>1級(鉄筋コンクリート造等)</td> <td>共済責任額10,000円につき0.38円(1)</td> </tr> <tr> <td>2級(鉄骨造等)</td> <td>共済責任額10,000円につき1.8円</td> </tr> <tr> <td>3級(木造モルタル造等)</td> <td>共済責任額10,000円につき6.0円</td> </tr> </table> 1 当区では、分担金を抑制するため、1級建物の加入条件に「委託割合条件実損てん補特約」を付している。この特約は、1級の建物は全損の可能性が少ないことから共済責任額(保険金限度額)を低くすることによって分担金(保険料)を減額する制度であり、荒川区は共済目的見積価額の30%を共済責任額と設定している。 (見積価額×全損0.3×保険料率0.38×特約料率2.4) ・その他 特別区協議会は、各年度の剰余金を共済積立金として保有するほか、10億円を超える高層物件及び3,000万円を超える木造物件については民間の保険会社と再保険契約を結び、共済金(保険金)支払に備えている。また区は、保険金として支払われた額を「雑入」として歳入処理している。 					1級(鉄筋コンクリート造等)	共済責任額10,000円につき0.38円(1)	2級(鉄骨造等)	共済責任額10,000円につき1.8円	3級(木造モルタル造等)	共済責任額10,000円につき6.0円
1級(鉄筋コンクリート造等)	共済責任額10,000円につき0.38円(1)										
2級(鉄骨造等)	共済責任額10,000円につき1.8円										
3級(木造モルタル造等)	共済責任額10,000円につき6.0円										
経過	平成13年度 保険料率 改定 平成17年度 保険料率 改定										
必要性	万一の事故等に備え、火災共済に加入することは、区財政の安定性の観点からも必要性は高い。										
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 委託先 財団法人特別区協議会 加入手続き 1月申込 4月加入 歳入 事故発生時の保険金は、雑入として受け入れる。										

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		3,029	2,612	2,581	2,663	2,154	2,133	2,250
決算額(19年度は見込み)		2,530	2,599	2,581	2,173	2,145	2,133	2,250
人件費						862	854	
【事務分担量】(%)						10	10	
合計(+)		2,530	2,599	2,581	2,173	3,007	2,987	2,250
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		2,530	2,599	2,581	2,173	3,007	2,987	2,250
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	加入件数	205	207	207	202	199	198	205
	事故件数	1	1	1	0	0	0	
	保険金額(事故に対する支払金額)	506,415	152,250	99,750	0	0	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	保険料	2,154	保険料	2,154	保険料	2,250

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

問題点・課題 (指標分析)	<p>火災共済(保険)への加入は、建物が罹災した場合の再建に要する多額の支出に対して、保険金をもってその一部を補填し、区の財政の安定運営に寄与することを目的としている。</p> <p>火災共済(保険)は、罹災時に給付される共済責任額(保険金額の上限)に応じて分担金(保険料)を支払う仕組みとなっているため、保険料負担を考慮しつつ、損害額(再建に必要となる額)をどの程度、保険で補填する必要があるを十分に検討の上、共済責任額を設定する必要がある。</p> <p>現在加入している火災共済(保険)の内容に関する課題は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね20年以上経過した木造建物は、再建築できる共済責任額となっていない。 ・不燃性の高い建物(SRC、SC、RC)は、共済責任額を30%に低減している。 (30%～80%、100%の範囲内で任意に設定できる)。 <p>なお、防災センター等、罹災した場合にも速やかな再建が求められる建物は、共済責任額を増額する等、建物の目的や用途を考慮し、個別に共済責任額の設定をするという方法も考えられる。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>現在加入中の保険は、特別区協議会による共済保険であるが、近年、民間の保険会社では、価格競争等に伴う保険料の低下傾向があるため、比較検討を行ったところ、現時点では、当区が加入する火災共済の分担金(保険料)の金額を上回る状況であった。ただし、他の共済関連団体が運営する共済事業の中には比較的低廉なものも存在するため、これらの共済事業との比較検討を引き続き行っていく。</p>	<p>分担金(保険料)負担の軽減</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自動車保険事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	宮田 真理子	内線	2254
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自動車保険(03-76-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	38 年度	根拠	自動車損害賠償保障法	
終期設定	有 無	年度	法令等	特別区有自動車損害共済事務規定	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	区が所有する自動車について、保険に加入することにより、交通事故が発生した際の損害を補填するとともに、被害者等との信頼関係の確保や区財政の安定運営に寄与する。				
対象者等	対象となる車両 70台 平成18年度更新 自動車損害賠償責任保険(強制保険) 30台 自動車保険(任意保険) 14台				
内容	自動車損害賠償責任保険(強制保険・荒川区の所有車全てが加入) 自動車損害賠償保障法に基づきいわゆる強制保険のことで、対人の損害賠償のみ対象である(限度額3,000万円)。 自動車保険(任意保険、平成13年度から) 加入内容 対人賠償額：無制限 対物賠償額：無制限 搭乗者障害賠償額：500万円(乗用のみ)示談交渉付き 特別区有自動車損害共済(任意保険)は、平成12年度末にて事業廃止				
経過	任意保険については、運転業務委託(平成4年度導入)の対象車両は、特別区有自動車損害共済(以下「自動車共済」という。)の対象外であったため、従来から民間企業が運営する自動車保険に加入(旧総務課所管、平成12年度の時点では14台加入)し、専ら区の職員が運転する車両は、掛け金の低廉な特別区共済に加入していた。 しかし、特別区協議会の組織合理化に伴う事務事業の見直しにより、平成12年度末に自動車共済が廃止されたため、平成13年度からは、全車両を民間企業の自動車保険に移行するとともに、経理課で一括して手続を行うこととした(清掃関係車両を除く)。なお、清掃関係車両は、事故率が高く、保有台数も多いことから、より迅速な対応が求められるため、所管課(荒川清掃事務所)において直接、加入手続きを行っている。その他、リース車両(総務企画課所管)は、保険の加入を含めたリース契約を締結している。				
必要性	万一の事故等に備え、自動車保険に加入することは、区財政の安定性の観点からも必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 自動車損害賠償責任保険(荒川区所有車の全てを加入) 委託業務名 - 自動車損害賠償責任保険契約 委託先 - あいおい損害保険㈱、東京海上日動火災保険㈱、日本興亜損害保険㈱ 自動車任意保険(塵芥車両及び運行業務委託等車両は所管課対応)(見積競争) 委託業務名 - 自動車保険(フリート契約) 委託先 - 三井住友海上火災保険㈱(H18、H19)、日本興亜損害保険㈱(H17)、 ㈱損害保険ジャパン(H13~16) 特別区有自動車損害共済 12年度末にて制度廃止(荒川区所有車のうち、専ら区職員のみが運転する車両) (委託業務名 - 特別区自動車損害共済契約 委託先 - 財団法人特別区協議会)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,589	2,601	1,607	1,501	1,511	1,177	1,145	
決算額(19年度は見込み)	2,146	2,079	1,147	1,142	1,070	813	1,145	
人件費					1,293	854		
【事務分担量】(%)					15	10		
合計(+)	2,146	2,079	1,147	1,142	2,363	1,667	1,145	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,146	2,079	1,147	1,142	2,363	1,667	1,145	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	自動車損害賠償責任保険(強制)	50	73	67	37	32	30	28
	自動車任意保険	37	36	26	24	22	14	17
	事故件数(補填状況)	0	0	0	2	1	0	
	保険金額(事故に対する支払金)	0	0	0	127,218	245,784	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	保険料	1,142	保険料	1,070	保険料	1,145

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	動産総合保険事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	宮田 真理子	内線	2254
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	動産総合保険(03-76-75-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	動産総合保険普通保険約款	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	区が所有する現金や小切手等について、保険に加入することで、輸送中及び保管中の盗難、火災などにより生じた損害を補填し、区の財政の安定的な運営に寄与する。				
対象者等	[平成18年度] (輸送分) 加入課数 16課 加入金額 3,286,964千円 保険料 115,040円 (保管分) 加入課数 14課 加入金額 130,000千円 保険料 390,000円				
内容	<p>動産総合保険は、動産保険(保管中の補償)と運送保険(輸送中の補償)とを組み合わせた新型の保険であり、補償等の内容や範囲などは、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象物 - 公金、準公金、預かり金(例： 教室参加費) ・担保範囲 - 「物損」については、区は、加入していないため保険対象外 金銭出納員等が集金等してから、指定金融機関等へ入金するまで 支払金を指定金融機関から引き出して、各債主の最終受領まで ・対象事故 - 火災による焼失、区の金庫に保管中の盗難、ひったくり ・輸送中の現金 - 各債主の金銭の最終受領までを対象とし、1事故あたりのでん補限度額を限度として支払われる。 ・保管中の現金 - 区庁舎及びその他の出先機関に保管されているものを対象とし、各保管場所における保険金額(1日当たりの最高保管額)を限度として実損害額が支払われる。 ・保険料 - 保険金額1,000円あたり、輸送分0.035円、保管分3.0円 ・実施方法 - (有)共済企画センターが、加入を希望する特別区を取りまとめることで、保険料の低廉化を図っている(保険会社は(株)損害保険ジャパン。(有)共済企画センターは(株)損害保険ジャパンの取扱代理店)。 ・加入期間 - 1年(5月1日午後4時から翌年の5月1日午後4時まで) 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・発足 - 昭和56年に23区共同で発足 ・現金の取扱量は給与の口座振込などにより年々減少傾向にあるが、平成13年1月より生活保護費の現金取扱いの変更により保管金が生じることとなり保険料も増加した。 ・平成13年1月より指定金融機関の現金取扱方法の変更(各被保護者毎に保護費(現金)を封入する作業を区が行うこととなり、生活保護費を前日払出す必要が生じた)により、新たに保管金が発生し、保険料も増額した。 ・保険加入額を取扱額の一律50%としていたが、平成15年度からはこれを改め加入することとした。 				
必要性	万一の事故等に備え、動産総合保険に加入することは、区財政の安定性の観点からも必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 業務名 - 動産総合保険契約 委託先 - (株)損害保険ジャパン 加入手続き - (有)共済企画センター(左記会社の代理店)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	416	267	347	449	508	508	520	
決算額(19年度は見込み)	250	267	347	449	508	506	520	
人件費					862	854		
【事務分担量】(%)					12	10		
合計(+)	250	267	347	449	1,370	1,360	520	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	250	267	347	449	1,370	1,360	520	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	加入件数	1	1	1	1	1	1	1
	事故件数	0	0	0	0	0	0	0
	保険金額(事故に対する支払金額)	0	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	保険料	508	保険料	508	保険料	520

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>本保険は、現金や小切手等の公金、準公金、預かり金を対象としているので、絵画等の盗難等については、対象外である。このため、各課は必要に応じ、個別の保険に加入する等の措置を講じることとなる。経理課では、各課における財政措置や保険加入など事務処理上の対応が遅れないよう、その旨を関係課に周知徹底していく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>動産保険の保険対象となる内容や事故発生時の初期対応などを関係各課に文書により通知する。</p>	<p>迅速な対応の強化</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	本庁舎管理事務	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	吉田 憲生	内線	2254
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	管理委託等（03-40-33-01）、その他管理費（03-40-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	区の顔でもある本庁舎について、常に美観の向上に努め、衛生的で安全な建物であるよう管理するとともに、執務環境を良好に保つことで、行政サービスの場としての機能を維持する。				
対象者等	本庁舎利用者				
内容	<p>1 庁舎概要 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階、地上7階、塔屋2階、延床面積17,133.03㎡ 昭和43年建築</p> <p>2 委託業務 清掃業務委託.....日常清掃（リサイクル回収含む）、定期清掃、害虫駆除 巡視・警備業務委託.....巡視業務（平日昼間）3人、警備業務（平日夜間、閉庁日）3人 電話交換業務委託.....代表電話交換業務、中継台4席、5人体制、8時30分から17時30分 設備機器維持管理業務委託.....電気設備等庁舎に付帯する諸設備についての維持管理 塵芥等廃棄物搬出・処理委託...庁舎内から発生する廃棄物の搬出・処分 植込剪定等維持作業委託.....庁舎ペランダ、周辺樹木の維持管理 内線電話保守委託.....交換機、内線電話の故障、配線処理等の維持管理（週1回及び緊急時対応） 自動火災報知設備保守委託.....自動火災報知設備の外観機能点検（年2回）、総合点検（年1回） 避難器具保守委託.....避難救助袋の外観機能点検（年3回）、総合点検（年1回） 厨房排水除害設備保守.....食堂排水設備の清掃、維持管理（月1回） 駐車場管理設備保守.....ゲート式駐車場管理設備の保守点検（2か月に1回及び緊急時、夜間対応）</p>				
経過	昭和43年：本庁舎竣工より庁舎管理業務（清掃、警備、庁内案内等）、設備維持管理業務、内線電話保守委託等を実施 昭和63年：電話交換業務を全面委託 平成13年：庁舎案内業務委託廃止 平成15年：ゲート式駐車場管理設備設置 平成17年：庁舎管理業務を清掃、巡視・警備、電話交換の各業務委託に分割 平成18年：電話交換・設備業務・内線電話保守・排水設備保守・駐車場保守を複数年				
必要性	庁舎としての機能維持のため必要不可欠である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	233,556	230,984	231,072	233,670	228,151	220,600
	決算額（19年度は見込み）	222,173	220,508	215,311	220,713	202,793	211,048	225,153
	人件費					11,149	5,551	
	【事務分担当】（%）					180	65	
	合計（+）	222,173	220,508	215,311	220,713	213,942	216,599	225,153
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	7,299	8,530	12,812	14,439	13,960	16,238	15,850
	一般財源	214,874	211,978	202,499	206,274	199,982	200,361	209,303
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	電気使用料（kW）	1,947,072	1,848,000	1,641,024	1,629,494	1,632,360	1,675,848	1,772,880
	ガス使用料（㎡）	125,793	138,720	105,126	126,607	158,274	134,391	136,018
	水道使用料（㎡）	20,766	19,009	16,085	15,985	17,345	16,899	17,838

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	電気、ガス、水道	52,854	電気、ガス、水道	59,180	電気、ガス、水道	55,181
	一般需用費	消耗品、物品修繕	1,808	消耗品、物品修繕	1,470	消耗品、物品修繕	1,870
	役務費	電話料、手数料	1,810	電話料、手数料	19,314	電話料、手数料	21,209
	委託料	各業務委託	112,723	各業務委託	135,450	各業務委託	143,257
	使用料・賃借料	観葉植物等賃借	2,295	観葉植物等賃借	2,551	観葉植物等賃借	2,188
	備品購入費	シュレッダー更新他	7,012	統一什器購入	1,890	統一什器購入	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	維持経費	12,040.0	11,672.3	11,694.4	12,216.3	11,000.0	経費（一般財源：円）/ 延床面積（㎡）

（問題点・課題分析）	本庁舎の維持管理に要する1㎡あたりの経費は、横ばい傾向にあり、引き続き経費の抑制に努める必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容
	来庁者の利便性の確保にも配慮しながら、経費の抑制を図るため、引き続き、節電や節水等の啓発を行って行くほか、IP電話の活用など新たな経費抑制の手法の検討を進める。
	改善により期待する効果 本庁舎の維持、管理費用の抑制

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	良好な行政サービスの提供を図る。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	本庁舎営繕費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	吉田 憲生	内線	2254
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	営繕費一般（03-44-33-01）、営繕費大規模（03-44-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	老朽化等により機能の低下した建物、設備等を改修し、本庁舎の安全確保と執務環境等の維持、向上を図る。				
対象者等					
内容	建物・設備の老朽化や機能低下などの程度に応じて、計画的に改修していく。 大規模工事：防水・電気・電話・給排水・空調等の工事（営繕課に執行委任し実施） 修繕工事：大規模工事以外の工事（経理課で実施）				
経過	< 現在までの主な大規模工事 > 昭和60年度 落下防止（飛散防止）フィルム 昭和61年度～平成4年度 各階空調設備改修工事 昭和61年度～平成3年度 外壁落下防止工事 昭和63年度～平成4年度 照明器具改修工事 平成4年度～5年度 建物防水工事（東・西・北） 平成4年度～5年度 エレベータ設備改修工事 平成5年度 地下食堂改修工事と除害設備工事 平成4年度～7年度 トイレ改修工事 平成7年度～8年度 非常用発電機交換工事 平成9年度～10年度 空調用熱源改修工事 平成11年度～14年度 建物防水工事（東・西・北・塔屋） 平成11年度 UGS装置設置工事 平成12年度～13年度 照明器具改修工事 平成13年度 厨房排気ダクト改修工事 平成14年度 電話交換機等改修工事 平成15年度 コンピュータ室電気・空調改修工事 平成15年度～19年度（完了予定） 給排水管改修工事 平成16年度 建物防水工事（2階ベランダ） 平成17年度 議場・大会議室・各階天井改修工事（～18年度まで） 平成18年度 1・2階レイアウト変更工事・廊下床改修工事				
必要性	建物の安全性、執務環境等の維持のため必要不可欠である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	38,507	75,539	94,821	53,142	95,384	199,255
	決算額（19年度は見込み）	33,302	70,484	67,012	46,888	81,695	195,348	127,569
	人件費					5,765	5,551	
	【事務分担当】（%）					85	65	
	合計（+）	33,302	70,484	67,012	46,888	87,460	200,899	127,569
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	33,302	70,484	67,012	46,888	87,460	200,899	127,569
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	[経過欄参照]							

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	一般需用費	家屋修繕	7,999	家屋修繕	6,881	家屋修繕	8,000
	工事請負費	排水管改修他	78,319	排水管改修他	188,467	排水管改修他	119,569

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p>本庁舎は、竣工から約40年が経過し、躯体の老朽化が進んでいる。また、主要な設備や機器の改修を進めてきたが、全般的に耐用年数を経過した設備等が多い。</p> <p>さらに、現状では、本庁舎の耐震強度が基準を下回っているため、早急に耐震補強工事を実施するとともに、今後とも、躯体、設備機器について、計画的、定期的な大規模な改修を行っていく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	本庁舎の耐震補強工事の実施に向けた検討を行う。	震災時における来庁者や職員の安全を確保する。
	本庁舎の施設等の点検を行い、大規模改修計画の策定に向けた検討を行う。	老朽化に伴う本庁舎の躯体や設備、機器のトラブル発生を未然に防止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	本庁舎の安全性や機能を確保は必須であり、その優先度は高い。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	不動産評価鑑定事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二						
		担当者名	嶋林 隆彦	内線	2 2 5 3						
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	不動産評価鑑定（03 72 50 01）										
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 平成	53 年度	根拠	不動産鑑定法、公共事業に係る不動産鑑定報酬							
終期設定	有 無	年度	法令等	基準、不動産鑑定評価基準、不動産登記法等							
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画						
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]									
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]									
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]									
目的	不動産の取得、処分、交換、貸付等を行うにあたり、適正な価格を算定する。										
対象者等											
内容	<p>[価格決定の手順]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">対象物件の範囲の決定</td> <td style="width: 50%;">土地の境界確定、測量の実施</td> </tr> <tr> <td>対象物件の価格の決定</td> <td>不動産鑑定評価額の提示、荒川区財産価審議会答申</td> </tr> <tr> <td>価格の決定対象物件の移転料等の決定</td> <td>建物等調査、補償額算定、荒川区損失補償調査委員会答申</td> </tr> </table>					対象物件の範囲の決定	土地の境界確定、測量の実施	対象物件の価格の決定	不動産鑑定評価額の提示、荒川区財産価審議会答申	価格の決定対象物件の移転料等の決定	建物等調査、補償額算定、荒川区損失補償調査委員会答申
対象物件の範囲の決定	土地の境界確定、測量の実施										
対象物件の価格の決定	不動産鑑定評価額の提示、荒川区財産価審議会答申										
価格の決定対象物件の移転料等の決定	建物等調査、補償額算定、荒川区損失補償調査委員会答申										
経過	<p>[不動産鑑定評価業務]</p> <p>平成15年度まで 特命による随意契約</p> <p>平成16年度以降 見積り競争による随意契約</p> <p>平成19年度より当該予算を「用地取得事務費」に統合</p>										
必要性	不動産鑑定評価書は、不動産の取得、処分、交換、貸付等を行う際に不可欠であり、荒川区財産価格審議会への付議に際しては、参考資料として添付することとなっている。また、測量業務は、区有地の売却を行う際に必須である。										
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">不動産鑑定委託(役務費)</td> <td style="width: 50%;">主管課契約(見積競争による随意契約)</td> </tr> <tr> <td>測量調査委託(委託料)</td> <td>契約課契約(見積競争による随意契約)</td> </tr> <tr> <td>補償額調査算定委託(委託料)</td> <td>契約課契約(見積競争による随意契約)</td> </tr> </table>					不動産鑑定委託(役務費)	主管課契約(見積競争による随意契約)	測量調査委託(委託料)	契約課契約(見積競争による随意契約)	補償額調査算定委託(委託料)	契約課契約(見積競争による随意契約)
不動産鑑定委託(役務費)	主管課契約(見積競争による随意契約)										
測量調査委託(委託料)	契約課契約(見積競争による随意契約)										
補償額調査算定委託(委託料)	契約課契約(見積競争による随意契約)										

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	4,181	5,321	3,059	3,132	3,690	4,811		
決算額（19年度は見込み）	1,980	3,480	2,576	1,938	3,080	1,215		
人件費					4,310	2,989		
【事務分担量】（%）					50	35		
合計（+）	1,980	3,480	2,576	1,938	7,390	4,204	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,980	3,480	2,576	1,938	7,390	4,204	0	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	不動産鑑定	4	4	3	5	5	2	
	測量			2	0	1	0	
	損失補償調査				0	1	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	手数料	不動産鑑定手数料	1,639	不動産鑑定手数料	1,215	「用地取得事務費」に統合	0
	調査委託	測量、損失補償算定	1,442				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	不動産鑑定委託	5件	5件	2件			事務事業の性質により指標設定が困難ため、不動産鑑定件数とした。

（問題点・課題）	<p>不動産鑑定評価の依頼先は、平成15年度まで随意契約で行ってきたが、平成16年度以降、見積競争による業者選定に変更した。この見積競争による業者選定は、契約金額の削減が見込めるメリットがあり、実績的にも、かなりのコストダウンが図られている。</p> <p>しかしながら、公共用地取得等のための鑑定評価は、評価手法、方向性等の面で、不動産鑑定士とのより綿密な打合せを通して、確認、調整作業等を行うことにより、鑑定書の品質の保持に努めなければならない。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
不動産鑑定評価の仕様内容等の見直し。	見積競争の結果として鑑定委託料の低廉化に伴う、成果品（鑑定書）の品質の低下防止

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する（予算科目は「用地取得事務費」に統合）。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	用地取得事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	中村 隆	内線	2251
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	用地取得事務費（03-74-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	62 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	公共施設の整備等に要する用地を取得するため、土地所有者その他の関係人と折衝を行い、必要な用地を取得する。				
対象者等	土地所有者・借地人（建物等の所有者）・借家人				
内容	<p><土地鑑定委託> 用地取得に必要な土地の適正価格を求めるための参考とするため、土地鑑定を委託する。土地価格は、鑑定価格を参考に地価公示法に基づく標準地の価格、近傍類似地の取引価格を基準とし、その他土地価格形成上の諸要素を総合的に評価した上、荒川区財産価格審議会の評定を受け決定している。そのため、土地鑑定委託は、価格決定の重要な要素となっている。</p> <p><物件調査委託> 買収する土地の上にある物件移転のための補償額を算定するため、物件調査を委託する。なお、前回調査後1年以上経過した営業調査、非木造建物の移転料については、再調査、再算定委託を折衝の進捗にあわせて行っている。</p> <p><その他> 都市計画道路以外の施設用地は、必要に応じて、その都度、土地鑑定委託を実施している。</p>				
経過	昭和62年度 用地測量開始(306号線)	平成10年度 供用開始(306号線)			
	平成元年度 事業認可(306号線)	事業認可(321号線)			
	平成2年度 用地測量(107号線・306号線)	平成14年度 用地測量開始(331号線)			
	平成3年度 事業認可(107号線)	供用開始(321号線)・事業認可(321号線)			
	平成5年度 事業認可(306号線)	平成15年度 供用開始(306号線)			
	用地測量(107号線)	平成16年度 供用開始(306号線)			
	平成7年度 事業認可(107号線)	平成18年度 供用開始(107号線)			
	平成9年度 用地測量(321号線)				
必要性	まちづくりの根幹を担う都市計画道路の整備は、地域の活性化、交通渋滞や事故の減少、経済効果、防災性の向上等に大きく寄与するものであり、整備事業の中で用地取得は、重要な要素である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	用地買収における折衝業務、契約及び支払等は、直営で実施。測量業務、土地鑑定及び物件調査については、専門業者に委託し実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	24,426	40,475	51,371	21,349	5,136	10,064	11,500	
決算額（19年度は見込み）	15,932	27,151	9,926	8,866	2,356	2,948	11,500	
人件費					52,145	36,295		
【事務分担量】（%）					605	425		
合計（+）	15,932	27,151	9,926	8,866	54,501	39,243	11,500	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	15,932	27,151	9,926	8,866	54,501	39,243	11,500	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	用地取得箇所(件)	34	10	6	9	7	4	8
	用地取得面積(m ²)	724	320	1,419	1,280	9,933	1,135	3,373

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	職員旅費	近接地内旅費	94	近接地内旅費	48	近接地内旅費	140
	一般需用費	消耗品購入	447	消耗品購入	438	消耗品購入	500
	役務費	土地鑑定委託	720	土地鑑定委託	637	土地鑑定委託	6,428
	委託料	物件調査算定委託	1,080	物件調査算定委託	1,809	物件調査算定委託	4,373
	負担金等	用対連会費	15	用対連会費	15	用対連会費	59

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補助107号線用地の取得率	92.12%	92.59%	93.58%	100.00%	100.00%	取得面積 / 取得対象面積（目標年次：19年度）
	補助321号線用地の取得率	6.30%	9.07%	9.07%	18.90%	100.00%	取得面積 / 取得対象面積（目標年次：20年度）

（問題点・課題）	<p>用地買収を必要とする土地のうち、107号線にかかる未買収地は、1画地（約240m²、権利者3人）であり、19年度中の収入手続の開始を考慮に入れながら準備を進めている。また、321号線の未買収地5画地（約8,400m²、権利者3法人）については、このうちの約79%の土地を占める法人の土壌汚染対策の協議が難航しており、事業の見直しを検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）（ただし、都市計画道路の用地取得）</p> <p>未実施区：千代田区、中央区、新宿区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>補助321号線の事業認可が平成20年度で満了を迎えることから、道路課との連携を緊密にして、事業計画の見直し等の状況を確認しながら権利者との折衝を進める。</p>	<p>事業計画の見直しの状況を踏まえた折衝の実施</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	A	<p>区の施設計画を踏まえ取り組みを強化・推進する。</p>

況議 （要質 旨問 状）	<p>107号線関係 ・13年三定（決算特別委員会、小坂区議）...道路予定地の有効活用については、何年も前から指摘しているが実施していない。</p>
-----------------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	公有財産調査管理事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	高橋 幸久	内線	2 2 5 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	公有財産調査管理事務費（03-80-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠法令等	地方自治法、荒川区公有財産管理規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	公有財産の適正な管理及び財産の取得・処分に伴う調査等の実施				
対象者等	公有財産	所 管	土地（㎡）	建物（㎡）	
	行政財産	各部所管	509,513	383,360	
普通財産	各部所管		36,910	18,686	
	経理課所管		8,631	5,258	
	内訳	ラングウッド	2,747	スポーツ施設	1,900
		南千住寮	1,285	旧道灌山中	626 他7件
		旧ふれあい広場	1,361 他11件	*平成19年3月末日現在	
内容	<p>1 公有財産管理の総合調整 区の公有財産が望ましい状態で維持、保存されているか等、公有財産管理の総合調整を行う。 （1）公有財産の管理について、必要に応じて報告を求め、管理状況を調査し、必要な措置を講ずる。 （2）公有財産の事務の統一的処理を確保する。</p> <p>2 公有財産の取得及び処分 公有財産（他の部に属するものを除く）の取得及び処分並びにそれに伴い必要となる調査等を行う。</p> <p>3 普通財産の管理 普通財産（他の部に属するものを除く）を良好な状態で維持、保存するとともに、適正な時価により評定した額で貸し付けるなどの運用を行う。</p> <p>4 その他 民有地の借受けに伴う賃借料を支出する。</p>				
経過					
必要性	公有財産を常に良好の状態に管理し、所有の目的に応じた公正かつ効率的な運用のためには必須				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 行政財産の目的外使用許可 使用許可申請 所管課受理 公有財産管理運用委員会の承認（管理部長承認通知） 使用許可 普通財産の貸付け 貸付の方針 公有財産管理運用委員会の承認 貸付契約 貸付開始 取得（買入れ） 用地情報 調整会議 調査 用地選定委員会 取得方針の策定 地権者と交渉 測量 財産価格審議会（価格決定）（議会議決） 売買契約 用地取得 処分（売払い） 調査検討 公有財産管理運用委員会の承認 処分の方針 財産価格審議会（価格決定）（議会の議決） 用途廃止 売買契約 売払い				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	9,313	9,626	25,432	14,712	14,497	20,021	16,070	
決算額（19年度は見込み）	8,847	9,147	19,311	6,105	7,335	15,631	16,070	
人件費					9,481	9,394		
【事務分担量】（%）					110	110		
合計（+）	8,847	9,147	19,311	6,105	16,816	25,025	16,070	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	2,296,387	438,590	44,443	35,706	83,121	171,255	202,670	
一般財源	-2,287,540	-429,443	-25,132	-29,601	-66,305	-146,230	-186,600	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	普通財産土地規模（㎡）	16,567	7,757	7,038	7,038	7,952	8,631	
	普通財産土地価格	890,935	1,154,842	819,972	819,972	854,195	983,608	
	普通財産建物規模（㎡）	5,314	3,474	4,627	4,627	4,627	5,258	
	普通財産建物価格	1,269,296	772,071	1,042,251	1,042,251	1,042,251	1,085,169	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	職員旅費		44	八ヶ岳調査（2人）	45	八ヶ岳調査（2人）	53
	光熱水費	旧道中4階光熱水費	1,024	旧道中4階光熱水費	1,121	旧道中4階光熱水費	1,380
	一般需用	図書・消耗品購入	314	図書・消耗品購入	276	図書・消耗品購入	381
	〃	スポーツ施設修繕費	794	スポーツ施設修繕費	505	スポーツ施設修繕費	2,812
	役務費	旧道中受水槽清掃他	19	旧道中受水槽清掃他	18	旧道中受水槽清掃他	19
	委託料	旧道中樹木剪定他	112	旧道中樹木剪定他	219	旧道中樹木剪定他	296
	使用料	土地賃借料	5,031	土地賃借料	5,031	土地賃借料	5,152
	工事請負			スポーツ施設改修工事	3,990		
	負担金			サニ－ホール駐車場負担	4,428	サニ－ホール駐車場負担	5,977

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	公有財産管理運用委員会活動状況	8回	7回	13回			開催回数
	普通財産土地規模 (m ²)	42,512	42,512	45,541			土地面積の推移
	普通財産(土地)有効活用率 (%)	96.80	96.80	95.52			(貸付+運用) / 全体面積
	普通財産建物規模 (m ²)	23,313	23,313	23,944			建物面積の推移
	普通財産(建物)有効活用率 (%)	99.13	99.13	96.52			(貸付+運用) / 全体面積

(問題点・課題 指標分析)	<p>1 旧ふれあい広場等の未利用施設の活用については、未利用施設活用検討委員会を組織し、より有効な活用方法の検討を行ってきた。今後、検討結果の取りまとめとその内容に沿った施設の具体的な利用（売却等を含む）を進めていく必要がある。</p> <p>2 公有財産管理運用委員会の効率的、効果的な運営を行うため、公有財産管理運用規則によらない区有財産の使用許可（道路占用規則、公園条例等）の事案を含め、公有財産管理運用委員会への付議及び付議省略の基準並びに付議方法（議案ではなく、報告として取り扱う案件を含む）の見直し等を行った上で、付議手続に関する要領等を設けるなど、取り扱いの統一化を図る必要がある。</p> <p>3 区施設への各種自動販売機の設置については、現在の状況やこれまでの経緯等にも配慮の上、許可基準を明確にする必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	公有財産管理運用委員会の付議・付議省略の基準及び付議方法を見直し、付議手続に関する要領等を制定する。	付議等に関する基準の明確化により、公有財産管理運用委員会の効率的、効果的な運営を図るとともに、その取り扱いの統一化を図る。
	区施設等における各種自動販売機の設置に関する許可基準を設定する。	行政財産の目的外使用許可のうち、区としての安定化な収入の確保にも考慮しつつ、各種自動販売機の設置に関する公平で公正な基準を確立する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	遊休施設の有効活用を図っていく。

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	財産価格審議会事務費	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	嶋林 隆彦	内線	2253
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	荒川区財産価格審議会事務（03 80 66 01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	53 年度	根拠法令等	荒川区財産価格審議会条例（昭和53年7月1日制定）	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入に関し、適正な価格及び料金を評定する。				
対象者等	公有財産現在高（平成19年3月31日現在） 行政財産（土地）509,513.13㎡（建物）383,359.99㎡ 普通財産（土地）45,540.66㎡（建物）23,944.06㎡ 計 555,053.79㎡ 407,304.05㎡				
内容	審議会は、不動産の価格、地上権等の価格、賃料などを評定する。 ・ 組織 8人以内 うち学識経験者5人以内（現在は、不動産鑑定士3人、東京都荒川都税事務所長、元東京都財務局財産運用部長） うち区職員 3人（副区長、管理部長、都市整備部長） ・ 任期 2年（ただし、再任を妨げない） ・ 定数 委員過半数の出席で開会、出席委員の過半数で議決（同数の場合は会長が決定） なお、荒川区財産価格審議会の付議を省略できるものに関する規程（昭和53年訓令甲第16号）に定められた価格、賃料等については、当審議会への付議を省略できていることとなっている。				
経過	委員の報酬（平成8年10月15日改正） 18,800円 会長22,100円、委員19,800円に変更				
必要性	区有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入を適正に行うためには、適正な価格等の評定を行う当審議会が必要不可欠である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <事務の流れ> 主管課からの審議会付議依頼 諮問の決定 審議会へ諮問 審議会開催、審議、議決 答申を区長へ報告 評定書を主管課へ送付				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	640	636	656	654	544	544	544	
決算額（19年度は見込み）	255	211	251	449	295	232	544	
人件費					4,310	4,697		
【事務分担量】（%）					50%	55%		
合計（+）	255	211	251	449	4,605	4,929	544	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	255	211	251	449	4,605	4,929	544	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	開催回数	4	3	3	5	4	4	
	議案数	13	9	7	17	9	7	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委員報酬	外部委員報酬	287	外部委員報酬	225	外部委員報酬	507
	特別旅費	外部委員旅費	5	外部委員旅費	4	外部委員旅費	25
	食糧費	審議会賄（飲料）	4	審議会賄（飲料）	3	審議会賄（飲料）	12

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	財産価格審議会の開催回数	5回	4回	4回			事務事業の性質により指標設定が困難ため開催回数とした。

（問題点・課題 指標分析）	<p>荒川区内の地価の動向は、平成4年以降大幅な下落を続けてきたが、近年においては下落幅が緩やかになり、横ばい傾向となっていた。平成18年に入り、地価は上昇へと転じ、平成19年には全用途地域平均で10%程度の上昇傾向を示している。</p> <p>これにより、次のような問題点等があげられる。</p> <p>（1）審議会の評価内容は、土地の場合、公示価格や東京都基準地価格を基準として、取引事例地との比較により評価額を得る路線価式評価法である。一方、公示価格等は年1回の公示であるため、実際の取引価格とは若干の乖離が生じる傾向があり、現在、その傾向が強まりつつある。</p> <p>（2）前記のとおり、現在、地価が大幅に上昇しており、標準時点修正率の判定が困難性を増しているとともに、価格評価の大きな要素となっている。</p>
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決 （要旨） 状況	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	土地開発公社事務	部課名	管理部経理課	課長名	入野 隆二
		担当者名	中村 隆	内線	2251
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	荒川区土地開発公社事務（事務費03-84-33-01）、（貸付金03-84-66-01）、（運営資金貸付金返還金000501）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	公有地の拡大の推進に関する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	荒川区土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」第10条に基づき、区が全額出資をして設立した民法上の特別法人であり、区の依頼に基づく公共用地等の取得及び処分の実施を目的としている。				
対象者等	荒川区土地開発公社が取得、処分、管理する次の土地 道路 公園または緑地 その他の公共施設または公用施設の用に供する土地				
内容	<p>1 荒川区の依頼に基づく公共用地等の取得・処分等</p> <p>2 荒川区の経費負担（根拠規程：荒川区土地開発公社運営費負担金交付要綱・昭和63年4月18日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費負担金（土地開発公社の事務費相当額を補助） 年度当初、荒川区土地開発公社から交付申請を受け、交付決定後支出し、年度終了時に不要額について歳出戻入する。 ・ 運営資金貸付金及び返還金 荒川区土地開発公社が公共用地等を取得するために、金融機関から借り入れた借入金の利息相当分（一部元金を含む）を、区が荒川区土地開発公社から買い戻すまでの間、土地開発公社運営資金として無利子にて貸し付ける（貸付期間5年）。貸付にあたり、荒川区土地開発公社と運営資金貸付契約書を締結する。 				
経過	昭和63年度より「荒川区土地開発公社定款」を定めて実施 ・ 金利変更基準日（年2回）における借入利率の見直し ・ 金融機関の合併時における融資分担割合の見直し				
必要性	用地買収を行うにあたり、補助金の執行や区の財政措置の時期にかかわらず、地権者の意向に対し迅速かつ柔軟な対応が可能となる。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>経理課管財用係及び道路課測量係の職員が、公社職員を兼務し業務を執行している。</p> <p>事務の流れ 所管課から経理課への取得依頼に基づき、経理課において財産価格審議会や損失補償調査委員会での審議を経て、公社に取得依頼を行う。その後、公社が先行取得（地権者に支払う土地代金等は金融機関から借入）し、後日、区が国庫補助金等を申請し、公社から買い戻す制度である。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	83,475	54,898	74,396	14,446	27,546	60,578	190,510	
決算額（19年度は見込み）	54,251	41,350	22,136	2,773	12,287	43,669	190,510	
人件費					15,083	8,113		
【事務分担量】（%）					175	95		
合計（+）	54,251	41,350	22,136	2,773	27,370	51,782	190,510	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	54,251	41,350	22,136	2,773	27,370	51,782	190,510	
実績の推移	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
事項名								
取得件数（件）	34	10	6	9	7	4	8	
取得面積（㎡）	723.96	320.02	1,419.23	1,280.41	9,932.85	1,135.00	3,373.00	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	負担金補助及び交付金	土地開発公社事務費	453	土地開発公社事務費	708	土地開発公社事務費	1,136
	貸付金	公社が金融機関に支払う利息及び元金	11,834	公社が金融機関に支払う利息及び元金	42,916	公社が金融機関に支払う利息及び元金	189,374
	貸付金 返還金	土地開発公社に対する貸付金の返還金	1,327	土地開発公社に対する貸付金の返還金	6,288	土地開発公社に対する貸付金の返還金	59,814

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	取得件数	7件	7件	4件	8件		土地開発公社での取得件数
	売却件数（売却先は区）	5件	4件	6件	5件		売却件数（同上）
	年度末公社土地保有件数	4件	7件	5件	8件	0件	年度末土地保有件数（同上）

（問題点・課題 指標分析）	<p>都市計画道路等の整備事業も終盤を迎え、区の土地開発公社に対する取得依頼は年々減少してきている。しかしながら、道路拡幅事業や密集事業を抱えている区としては、地権者に対しての適時対応や事務処理の効率化、補助金交付申請の時期、金利の負担など案件ごとの事情等を十分に考慮しながら、今後とも、区による直買だけでなく、土地開発公社による土地の先行取得（その後、区が買い戻し）を行っていく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>土地開発公社の設置なしは2区（千代田区、江戸川区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>道路用地を除いた施設用地の取得については、公社の先行取得に依頼せず、補正予算等を成立させるなどして、区からの直買に移行する。</p>	<p>金融機関からの借入れに伴う利息の支払いの削減を図る。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 （ 問 題 状 況）	
--	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	本庁舎の耐震化	部課名	管理部営繕課	課長名	菊池 秀明
		担当者名	関根 光男	内線	2891
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	庁舎耐震改修費(03-46-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠		
終期設定	有 無	22 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	本庁舎は耐震診断において「補強又は改修が必要である」と判定されているため、耐震改修を実施することにより震災時における庁舎の利用者や職員の人命を守り、庁舎の機能を保持することを目的とする。				
対象者等	区民（防災拠点としての機能確保）、来庁者、庁舎で勤務する職員				
内容	本庁舎の耐震化を図るため、プロポーザルにより設計・施工業者を選定し耐震補強工事を実施する。				
経過	平成7年度 耐震診断実施、本庁舎の耐震性能はCランク（補強又は改築が必要）との評価を受けた。 平成14年度 庁舎耐震改修工事指名プロポーザルを実施した。 平成16年度 工事業者を選定するが、選定業者の指名停止などにより事業着手を見送った。 平成17年度 改めて庁舎耐震化検討委員会を設置し委員会を開催、中間報告を行った。 平成18年度 庁舎耐震化検討委員会の検討結果に基づき、耐震改修事業の実施を決定した。 平成19年度 耐震化事業の実施にあたり、専門的、技術的な検討を行うため、コンサルタントに支援事業を委託した。				
必要性	本庁舎は大地震の発生時には倒壊の危険性もあり、庁舎の利用者や職員の生命が脅かされる可能性がある。また、震災発生時に本庁舎は応急、復旧、復興対策の中心となる役割を担っており、その機能確保が求められている。 これらのことから、早急に耐震化の検討を行う必要がある。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 耐震改修設計委託と耐震改修工事委託により本庁舎耐震改修を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額		1,634		52,710		2,238	12,125	
決算額（19年度は見込み）		1,400		0		0	12,125	
人件費					5,171			
【事務分担量】（%）					60			
合計（+）	0	1,400	0	0	5,171	0	12,125	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,400	0	0	5,171	0	12,125	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	検討委員会回数					5	1	
	プロポーザル選定委員会回数						0	6

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					庁舎改修計画策定支援業務委託	9,887
	報償費			参加企業報償費	0	参加企業報償費	2,000
				審査会委員謝礼	0	審査会委員謝礼	238
						特別旅費	9
						食糧費	5

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	庁舎の耐震化率		0%	0%	0%	100%	目標とする耐震性能の獲得

（問題点・課題）	<p>大手建設会社等が区の入札参加停止処分の対象となるため、プロポーザルの実施を遅らせなければならぬ。</p> <p>議会等から次のような強い要望がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事費の低減 ・工事の施工に地元業者も参画できるようにすること ・公平性や透明性の確保
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 9 区 未実施 4 区）</p> <p>耐震改修工事を実施した区【豊島区・葛飾区・世田谷区・中央区・台東区・杉並区・渋谷区・江戸川区】 新耐震基準（S56年6月以降）で新庁舎を建設した区【9区】</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	大手建設会社の入札参加可能状況をみて全体スケジュールを調整し、プロポーザルを実施する。	プロポーザルの客観性や発注の透明性を確保し、大手建設会社の高い技術力を活かすことができる。
	耐震改修工事発注前に、プロポーザルで選定された業者によって作成された設計図書の審査を行う。	設計内訳等を精査することにより、適正な工事費で発注することができる。
	プロポーザルで提案された「地元企業の活用」の方策を取り入れて耐震改修工事の発注を進める。	耐震改修工事において、無理のない形での地元企業の活用が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	震災時における庁舎の安全性を確保するため、優先度は高い。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	財産管理費	部課名	教育委員会教育施設課	課長名	伊藤勝弘
		担当者名	中松・尾内・沼田	内線	3321.3322
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	財産管理費（37-36-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠法令等	荒川区公有財産管理規則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	教育施設の財産管理について、経済的かつ効果的に利用されるように常に財産の維持・保存等に務める。				
対象者等	主に区内在住、在勤在学者でスポーツや文化活動（主に社会教育関係団体登録をしている団体）をしている者。また、旧真土小学校については、行政財産使用許可団体（5団体）がある。				
内容	<p>教育施設の財産管理に伴う維持経費を計上</p> <p>・旧真土小学校・旧道灌山中学校・旧小台橋小学校について、一般開放施設としての維持・管理事務</p> <p>教育施設の財産管理について、経済的かつ効果的に利用されるように常に財産の維持・保存等に務める。</p>				
経過	<p>統廃合により廃校となった施設の跡地利用が決定するまでの間、開放施設として維持・管理している。</p> <p>旧真土小学校は、小学校2校の統廃合により平成3年度より廃校。その後、一般開放施設となった。平成12年度より第二グラウンドは土木部公園緑地課へ所管変えし、公園として管理されている。旧道灌山中学校は、中学校2校の統廃合により、平成13年度より廃校。体育館が一般開放施設となる。旧小台橋小学校は平成15年度より廃校。その体育館が一般開放施設となる。</p>				
必要性	区民のスポーツ等をする場の維持管理				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		2,658	4,559	4,061	12,896	10,291	12,773	10,805
決算額（19年度は見込み）		2,064	2,871	2,564	11,065	9,004	11,366	10,805
人件費						6,637	5,804	
【事務分担量】（%）						200	140	
合計（+）		2,064	2,871	2,564	11,065	15,641	17,170	10,805
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,064	2,871	2,564	11,065	15,641	17,170	10,805
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	旅費の支出	0	0	14	0	0	0	0
	教育施設維持費	2,064	2,871	2,550	11,065	9,004	11,366	10,805

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	学校協力員報償費	48	学校協力員報償費	48	学校協力員報償費	48
	需用費	維持管理用経費他	6,591	維持管理用経費他	6,623	維持管理用経費他	7,213
	役務費	電話料・受水槽等清掃他	221	電話料・受水槽等清掃他	196	電話料・受水槽等清掃他	225
	委託料	樹木剪定・消毒他	2,144	樹木剪定・消毒他	868	樹木剪定・消毒他	871
	工事請負費	改修工事	0	改修工事	1,029	改修工事	399
	償還金利息						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	床面積 1㎡当たり維持管理費	2,041	2,885	3,167	1,993	1,993	(業務委託料+工事・修繕料+光熱水費+電話料+その他)円/延べ床面積㎡

(問題点・課題)	<p>目的外使用団体が5団体あり維持管理に努めてきたが、旧真土小は昭和46年に設置したものであり、老朽化が著しい。しかし、平成19年度以降に「三河島駅前地区再開発事業」により取り壊される予定のため、建物の維持管理については、必要最低限で対応する。旧道灌山中・旧小台橋小についても、廃校施設であるため同様の考え方である。</p>
他区の実況	(実施区 未実施区)

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
施設利用の規定・マナー等の周知をはかり、施設維持費の節減に努める。	施設維持経費の節減及び施設環境の維持。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状規模で実施する。

(状況)	
------	--